

秋田県PRキャラクター「んだッチ」のご利用Q&A

平成27年12月7日施行

令和3年4月1日改訂

1. 手続きについて

Q イラストを利用する際、手続きは必要ですか。

A イラストを利用しようとするときは、あらかじめ総務部広報広聴課長の許諾を得なければいけません。

例外的に、届出で良い場合と手続きが不要な場合があります。

届出で良い場合

- ・報道機関が報道以外の目的で放送又は記事などに利用するとき。

手続きが不要な場合

- ・著作権法で使用が認められているもの

(例) ご家庭で仕事以外の目的で利用するとき。

学校の授業、運動会などの特別教育活動で利用するとき。

- ・県機関が利用するとき。

Q 学校で利用するときは、全て手続きは不要ですか。

A クラスでの授業、総合学習、特別教育活動である学校行事（運動会など）でのご利用は手続きが不要です。

学級通信や学校便りなどへの掲載、教科研究会やPTA活動でご利用のときは、手続きが必要です。

Q 市町村が利用するときも手続きは必要ですか。

A 必要です。

Q どんな手続きが要ですか。

A 「秋田県PRキャラクター「んだッチ」利用申請書（様式第1号）」に利用内容が分かる書類を添え、秋田県総務部広報広聴課に提出してください。

郵送、持参、メール、FAXのいずれでもお受けしますが、カラーのイラストを

ご利用のときは、FAXでの送付は避けてください。

【持参、郵送の場合】 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部広報広聴課

【メールの場合】 joukai@pref.akita.lg.jp

【FAXの場合】 018(860)1072

Q 「利用内容が分かる書類」とは、どんな書類ですか。

A 実際にご利用になる原稿やサンプルです。

原稿などを作成するときは、ウェブサイトに掲載しているサンプル画像をお使
いください。

その後、県から「秋田県PRキャラクター利用許諾書」と「イラストデータ」
をお送りします。

Q 許諾内容の変更はできますか。

A 「秋田県PRキャラクター「んだッチ」利用変更申請書（様式第5号）」により
変更できます。

2. 利用期間について

Q 利用期間は自由に設定できますか。

A 利用期間（許諾期間）は、承認の日から最長で1年となります。

（例）平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

Q 許諾期間内に制作した商品等は、許諾期限後も販売できますか。

A できます。

Q 看板や車両のラッピングなど複数年の利用が前提であっても、利用期間は1年
ですか。

A 利用期間（許諾期間）は、承認の日から最長で1年です。

引き続き利用しようとするときは、許諾期限前に再度、利用申請をしてください。

3. デザインについて

Q イラストを使用するとき、必ず記載すべきことはありますか。

A 「©2015 秋田県んだッチ*****」または「©2015 akitapref.ndatchi*****」を記載してください。

「*****」には、利用許諾書に記載されている英数7文字を入れてください。
なお、総務部広報広聴課長が特に認めたとき、報道機関及び県機関が利用するときは、許諾番号の記載は不要です（「©2015 秋田県んだッチ」で可）。

Q んだッチが話しているような使い方はできますか。

A んだッチが話している体裁でのご利用は可能ですが、イラストに吹き出しなどを追加することはできません。

また、N05 のプラカード、N09 の看板、N016 の旗に文字などを記載することはできますが、プラカードや看板等のサイズは変更できません。

Q 他のイラストを組み合わせて使うことはできますか。

A んだッチのイラストに文字や他のイラストを重ねたり、何かを持たせることはできません。

また、他のキャラクターと話しているような使い方など、ストーリー性を持たせた使い方もできません。

Q 掲載スペースの関係などで、イラストの縦横比を変更することはできますか。

A 縦横比を変更することはできません。

目が明らかに楕円形になっているときは、変形を疑ってください。

また、反転（天地左右）や指定色以外の色使用もできません。

Q 木や段ボールに印刷することはできますか。

A 色が濃い生地（木材や段ボール）に印刷する場合は、カラーではなくモノクロや線画のご利用をお勧めします。

